

原子力災害時の広域避難受入れ
マニュアル
(島根原子力発電所事故対応)

令和8年3月
岩美町

目 次

| | | |
|-----|-----------------------------|----|
| I | はじめに | |
| 1 | 目的 | 1 |
| 2 | マニュアルの範囲 | 1 |
| 3 | 広域避難受入れの根拠 | 1 |
| II | 原子力災害対策及び発生時の対応の概要 | |
| 1 | 島根原子力発電所の概要 | 2 |
| 2 | 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲 | 2 |
| 3 | 原子力災害発生時の防護措置 | 3 |
| | (1) 緊急時活動レベル（EAL）に基づく防護措置 | 3 |
| | (2) 運用上の介入レベル（OIL）に基づく防護措置 | 3 |
| | (3) 防護措置等の概要 | 4 |
| 4 | 原子力災害発生時の対応体制、情報連絡体制 | 5 |
| | (1) 原子力災害発生時の対応体制 | 5 |
| | (2) 鳥取県・米子市・境港市の対応体制 | 5 |
| | (3) 原子力災害発生時等の情報連絡体制 | 6 |
| 5 | 鳥取県広域住民避難計画の概要（広域避難の要領） | 7 |
| | (1) 防護措置（屋内退避、一時移転、避難等）の指示 | 7 |
| | (2) 避難元及び避難先 | 7 |
| | (3) 主な避難経路 | 8 |
| | (4) 段階的避難の実施 | 8 |
| | (5) 広域避難に係る役割 | 9 |
| III | 広域避難受入れに係る平時の対応 | |
| 1 | 広域避難受入れに係る計画、マニュアル等の作成・修正等 | 10 |
| 2 | 関係自治体との情報連絡体制の構築 | 10 |
| 3 | 自治体間での広域避難に関する情報の共有 | 10 |
| 4 | 鳥取県・米子市・境港市と連携した訓練の実施 | 10 |
| 5 | 原子力災害に係る職員研修 | 10 |
| 6 | 広域避難受入れに係る関係施設や住民等への理解促進 | 10 |
| 7 | 広域避難所の生活環境の向上 | 10 |
| IV | 広域避難の受入れ | |
| 1 | 広域避難受入れの概要 | 11 |
| | (1) 広域避難受入れに係る流れ | 11 |
| 2 | 広域避難所の開設 | 12 |
| | (1) 開設作業（受入準備）の開始 | 12 |
| | (2) 開設作業に係る人員・物資等 | 12 |
| | (3) 開設状況の報告 | 12 |
| 3 | 避難者の受入れ | 12 |
| | (1) 避難手段及び避難の流れ | 12 |
| | (2) 避難車両（自家用車及びバス）の誘導・受入れ | 13 |
| | (3) 避難者の誘導・受入れ | 14 |
| 4 | 避難者情報の収集・提供 | 14 |
| | (1) 避難者情報の収集 | 14 |

| | |
|---------------------|----|
| (2) 避難者情報の提供 | 14 |
| 5 広域避難所の運営 | 15 |
| (1) 運営体制 | 15 |
| (2) 運営 | 15 |
| (3) 運営支援 | 15 |
| 6 食糧・物資の調達及び供給 | 15 |
| (1) 基本方針 | 15 |
| (2) 備蓄物資 | 15 |
| (3) 調達物資 | 15 |
| (4) 町物資集積所 | 16 |
| 7 鳥取県・米子市・境港市との情報連絡 | 17 |
| (1) 連絡通信体制 | 17 |
| (2) 情報連絡員の受入れ | 17 |
| 8 その他 | 17 |
| (1) 地域住民への周知・理解促進 | 17 |
| (2) 相談窓口 | 17 |
| (3) 安否情報の提供 | 17 |
| (4) 甲状腺被ばく線量モニタリング | 17 |
| (5) 仮設住宅の建設等 | 17 |
| (6) その他 | 17 |
| | |
| V 別紙 | |
| 別紙1 避難元及び避難先施設一覧表 | |
| 別紙2 連絡先一覧 | |
| | |
| VI 様式 | |
| 様式1 避難者カード | |
| 様式2 避難者名簿 | |
| 様式3 食糧発注票 | |
| 様式4 生活関連物資発注票 | |

【関係法令等】

- ・ 災害対策基本法
- ・ 原子力災害対策特別措置法
- ・ 災害時の相互応援に関する協定書（平成8年3月29日）

【関連計画】

- ・ 岩美町避難所運営マニュアル
- ・ 原子力災害発生時等における避難者の受入れに係る指針（内閣府原子力防災担当）
- ・ 鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）
- ・ 県営広域避難所運営マニュアル（島根原子力発電所事故対応）
- ・ 鳥取県避難所運営マニュアル作成指針

I はじめに

1 目的

本マニュアルは、島根原子力発電所に係る原子力災害が発生し、米子市及び境港市からの避難が必要となった場合に備え、円滑に広域避難の受入れ等を実施し、避難者の安全・安心を確保することを目的とする。

2 マニュアルの範囲

本マニュアルは、原子力災害時の広域避難の受入れについて、原子力災害対応に関する特有事項や広域避難の受入れに必要な事項について焦点を絞って記載するものとし、広域避難所の運営については、町の「避難所運営マニュアル」等に基づき実施する。

3 広域避難受入れの根拠

町は、災害対策基本法又は協定に基づき、米子市、境港市又は県からの協議又は要請により、広域避難の受入れを実施する。

- ・災害対策基本法（第 61 条の 4 広域避難の協議等、第 86 条の 8 広域一時滞在の協議等）
- ・「災害時の相互応援に関する協定書」（平成 8 年 3 月 29 日 鳥取県内全市町村）

II 原子力災害対策及び発生時の対応の概要

1 島根原子力発電所の概要

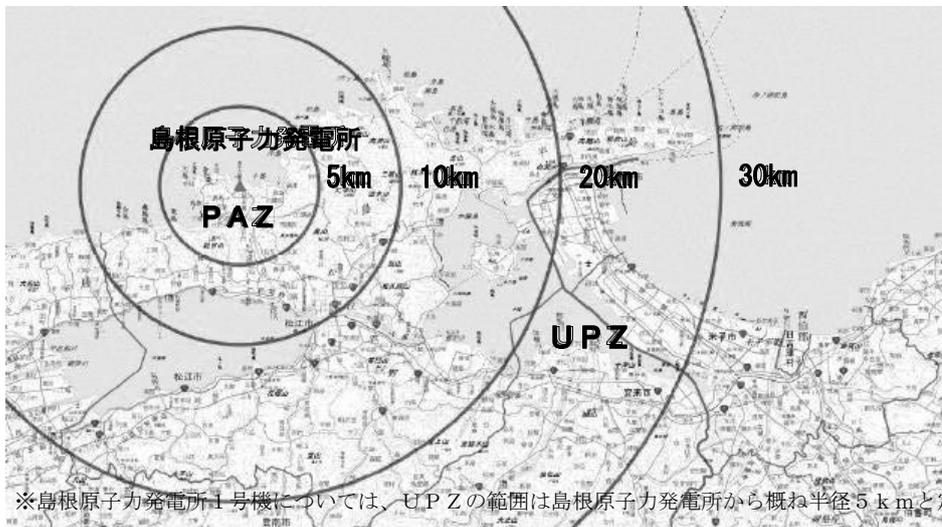
- ア 運営事業者 中国電力株式会社（以下「中国電力」という）
- イ 所在地 島根県松江市鹿島町片匂 654-1
- ウ 概況

| 区分 | 1号機 | 2号機 | 3号機 |
|--------|-----------|-----------|--------------|
| 営業運転開始 | 昭和49年3月 | 平成元年2月 | 未定 |
| 電気出力 | - | 82万KW | 137.3万KW |
| 原子炉形式 | 沸騰水型(BWR) | 沸騰水型(BWR) | 改良沸騰水型(ABWR) |
| 状況 | 廃止措置中 | 定期検査中 | 建設中 |
| 燃料集合体数 | 400体 | 560体 | 872体 |
| 制御棒本数 | 97本 | 137本 | 205本 |

2 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲

国の原子力災害対策指針の緊急防護措置を準備する区域（以下「UPZ」という。）の考え方を踏まえ、鳥取県地域防災計画では、島根原子力発電所2号機において、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は、原子力施設から概ね30kmとし、境港市及び米子市の一部が含まれる。

| 市 | UPZの範囲 |
|-----|--|
| 境港市 | 境港市全域 |
| 米子市 | 島根原子力発電所から概ね30kmで米子市地域防災計画（原子力災害対策編）に定める区域 |



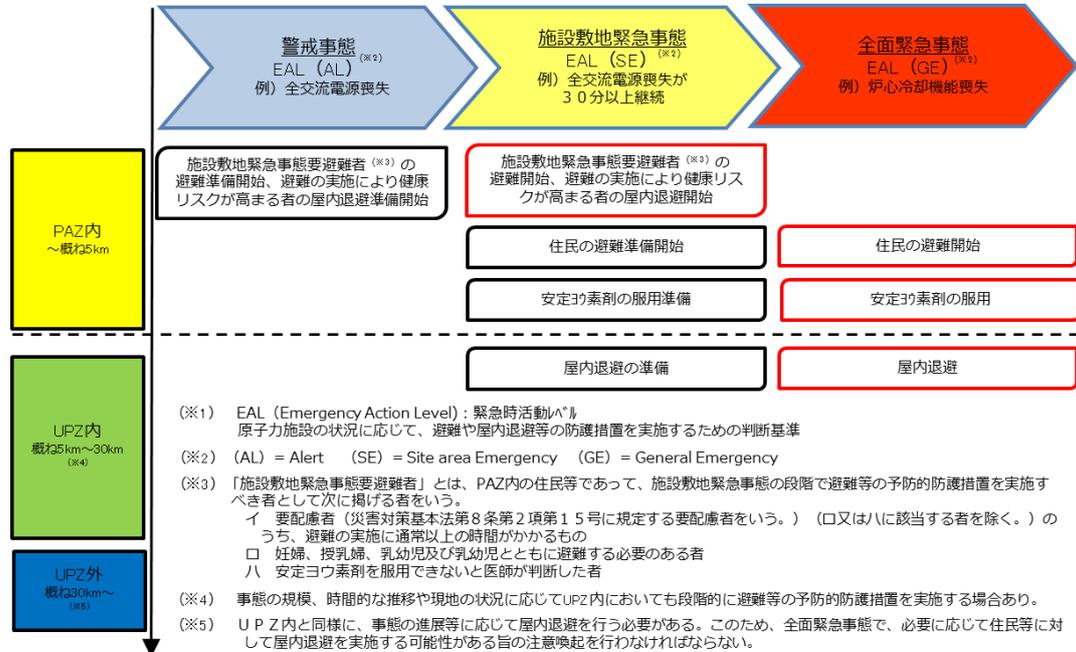
※島根原子力発電所1号機については、UPZの範囲は島根原子力発電所から概ね半径5kmと定められている

3 原子力災害発生時の防護措置

原子力災害対策指針において、原子力施設の緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出開始前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。

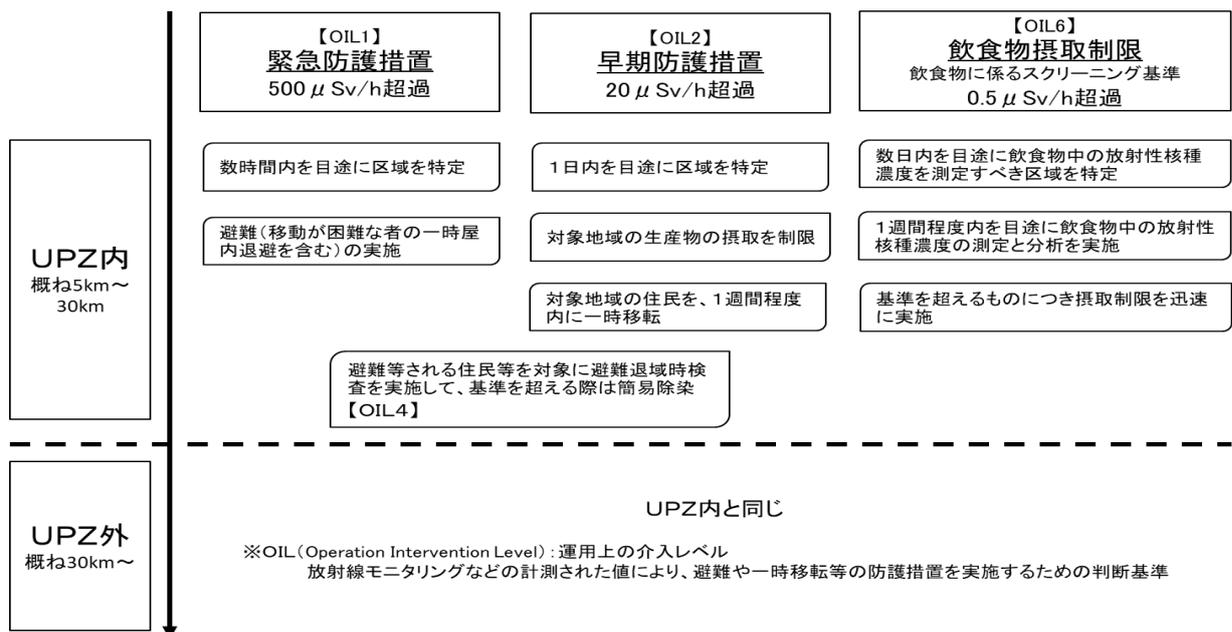
(1) 緊急時活動レベル（EAL）に基づく防護措置

原子力施設の状況等が、施設敷地緊急事態（SE）となった段階で、UPZ内に対して国から屋内退避準備の指示が出され、全面緊急事態（GE）となった段階で、屋内退避の指示が出される。UPZ内の住民等は当該指示に基づき屋内退避を実施する。



(2) 運用上の介入レベル（OIL）に基づく防護措置

放射性物質の放出後の段階では、高い空間放射線量率が計測された地域において、地表面からの被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講ずる（OIL1）。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転の早期防護措置を講ずる（OIL2）。



(3) 防護措置等の概要

放射性物質又は放射線の異常な放出が発生した場合、緊急時モニタリングの結果等に基づき各種防護措置を実施し、周辺住民等の被ばくのリスクを低減する。

[防護措置の基本的考え方]

| 防護措置 | 概要 |
|----------------------|---|
| ①避難、一時移転 | 住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るもの。 |
| ②屋内退避 | 放射性物質の吸入抑制や放射線を遮へいすることにより被ばくの低減を図るもの。 |
| ③安定ヨウ素剤の配布及び服用 | 放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの予防又は低減をするために実施するもの。 |
| ④原子力災害医療 | 汚染や被ばくの可能性がある傷病者に対して、あらかじめ整備した医療体制に基づいて、初期対応段階における医療処置等を円滑に行うもの。 |
| ⑤避難退域時検査及び簡易除染 | 放射性物質の放出後に避難又は一時移転を指示された住民等を対象に汚染程度を把握するために実施するもの。基準値を超えた場合は、簡易除染を行う。 |
| ⑥甲状腺被ばく線量モニタリング | 放射性ヨウ素の吸入による甲状腺への集積の程度を定量的に把握し、被ばく線量を推定するために実施される。 |
| ⑦飲食物の摂取制限 | 飲食物中の放射性核種濃度の測定を行い、一定以上の濃度が確認された場合に、その飲食物の摂取を回避することで内部被ばくの低減を図るもの。 |
| ⑧緊急事態応急対策に従事する者の防護措置 | 原子力災害対策重点区域の屋外等の被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者は、事態の進展に応じて出される指示に従って、防護装備を携行・装着し、安定ヨウ素剤を服用するとともに、放射線防護に係る指標を踏まえ行動する。 |
| ⑨各種防護措置の解除 | 当該措置が設定された際の基準、又は解除する際の状況を踏まえて策定された新たな基準を下回ることを基本的な条件として、各種の防護措置は解除される。 |

[防護措置（屋内退避、避難等）及び判断基準]

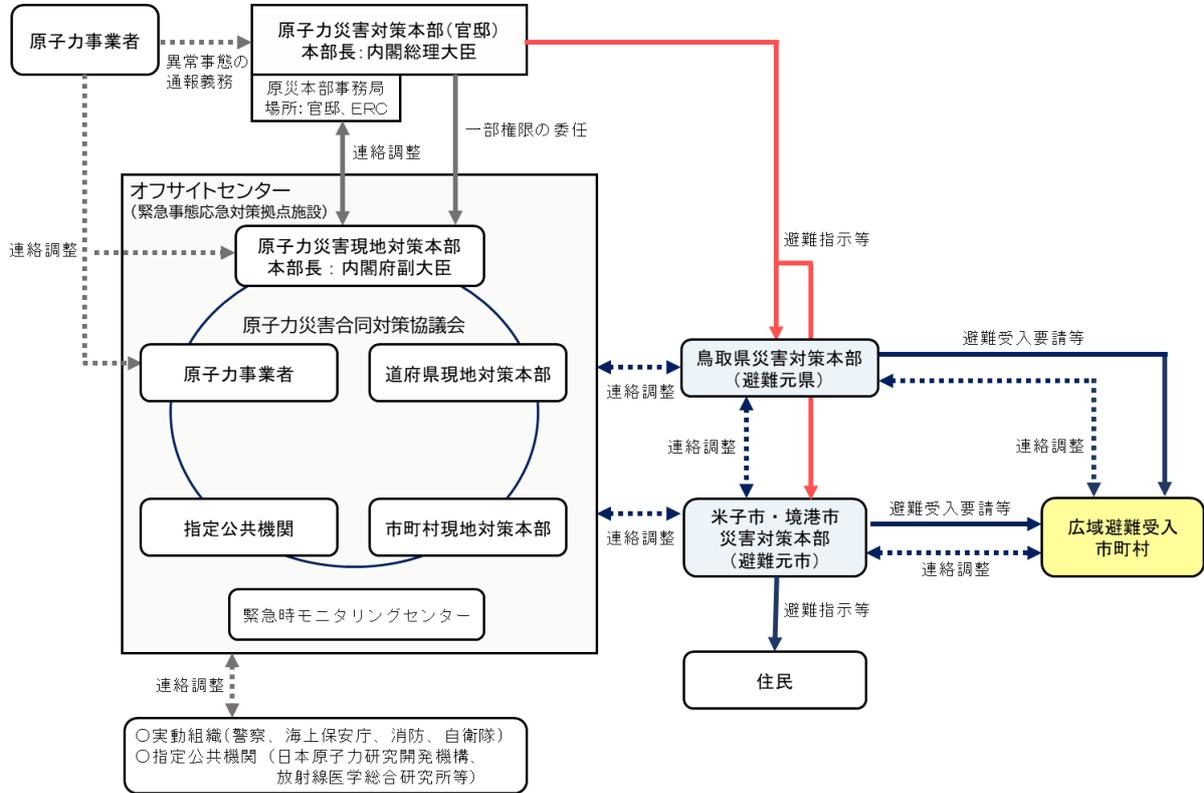
| 事態 | 警戒事態 | 施設敷地緊急事態 | 全面緊急事態 | |
|----------------|--|--|--|---|
| | | | (放射性物質放出前) | (放射性物質放出後) |
| 原子力施設の状況 | ・震度6弱以上 ・施設の故障 等 | 放射線による影響が起きる可能性がある状況 ・全交流電源の喪失 等 | 放射線による影響が起きる可能性が高い状況 ・原子炉冷却機能喪失等 | 放射性物質が放出された状況 |
| 防護措置の判断基準 | EAL:原子力施設の状況に応じた基準  | | | OIL:放射線モニタリング測定値に応じた基準 |
| PAZ (~5km) | 施設敷地緊急事態要避難者 | 避難   | | |
| | 住民 (施設敷地緊急事態要避難者除く) | 避難準備 | 避難   | |
| UPZ (5km~30km) | | 屋内退避の準備 | 屋内退避  | OIL1(500μSv/h)避難 OIL2 (20μSv/h)一時移転等   |
| UPZ外(30km~) | | 事態の進展に応じてUPZと同様の対応 | | |

4 原子力災害発生時の対応体制、情報連絡体制

(1) 原子力災害発生時の対応体制

原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力規制委員会が、原子力緊急事態が発生したと認めた場合、内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言が行われ、当該原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策等を推進するために、国では原子力災害対策本部等が設置される。

関係道府県及び町もそれぞれの計画に基づき、災害対策本部を設置する。



(2) 鳥取県・米子市・境港市の対応体制

原子力災害時の鳥取県、米子市、境港市の対応体制及び配備基準は、以下のとおり。

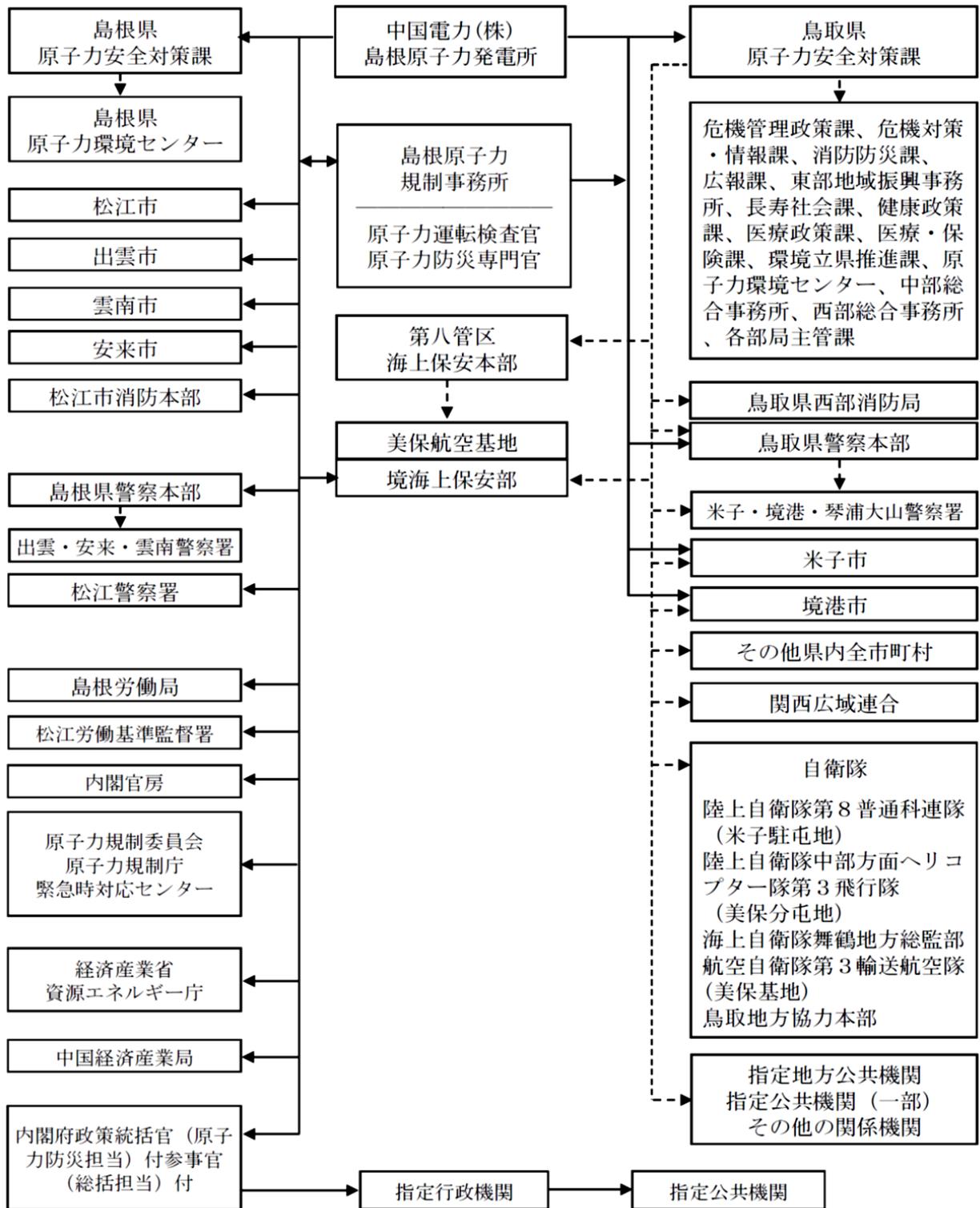
| 配備の基準 | 鳥取県 | 米子市 | 境港市 |
|--|--------------------------|----------------------------|---------------------------------|
| ○国又は中国電力から情報収集事態の連絡があったとき ○鳥根県松江市で震度5弱又は5強の地震が発生したとき※ 等 | [注意体制] | [警戒態勢] | [注意体制] |
| ○国又は中国電力から警戒事態の連絡があったとき ○鳥根県松江市で震度6弱以上の地震が発生したとき※ 等 | [警戒体制] 「鳥取県災害警戒本部」の設置 | [警戒態勢] 「米子市災害警戒本部」の設置 | [警戒体制(第1、第2)] 「境港市災害警戒本部」の設置 |
| ○国又は中国電力から施設敷地緊急事態の連絡があったとき ○内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を发出了した場合 等 | [非常体制] 「鳥取県災害対策本部」の設置 | [災害対策本部] 「米子市災害対策本部」の設置 | [非常体制] 「境港市災害対策本部」の設置 |

※鳥取県及び境港市の基準。体制及び配備の基準の詳細については、県、各市の地域防災計画を参照。

(3) 原子力災害発生時等の情報連絡体制

島根原子力発電所で緊急事態が発生した場合、中国電力や国等から通報・連絡を鳥取県が受けた後、県は、県内の市町村や関係機関に連絡することとしている。

[連絡系統図]



5 鳥取県広域住民避難計画の概要（広域避難の要領）

鳥取県、米子市及び境港市は、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法により、国の防災基本計画や原子力災害対策指針に基づき、島根原子力発電所事故対応に係る地域防災計画及び広域住民避難計画等を策定している。

（１）防護措置（屋内退避、一時移転、避難等）の指示

UPZ内の米子市及び境港市の住民は、原子力発電所の状況が「施設敷地緊急事態」に該当する場合は、国等の指示に基づき、「屋内退避の準備」を実施し、「全面緊急事態」に該当する場合は「屋内退避」を実施する。

さらに、原子力発電所から放射性物質が放出された後に、緊急時モニタリングによる空間放射線量率の実測値が基準値を超えた地域については、国の指示に基づき、「一時移転」又は「避難」を実施する。

| 基準の種類 | 基準値等 | 避難等の防護措置の概要 |
|---------------------|-------------------------------|------------------------------------|
| EAL 警戒事態（AL） | 島根県松江市で震度6弱以上の地震等 | 特別な対応は必要ないが、鳥取県・市（境港市・米子市）からの情報に注意 |
| EAL 施設敷地緊急事態（SE） | 原子炉施設の全交流電源喪失が30分以上継続等 | 「屋内退避の準備」 |
| EAL 全面緊急事態（GE） | 原子炉施設の全ての冷却機能喪失等 | 「屋内退避」 |
| OIL2 （早期防護措置） | 空間放射線モニタリング値が20 μ Sv/h超過 | 1日内を目途に区域を特定し、1週間程度内に「一時移転」 |
| OIL1 （緊急防護措置） | 空間放射線モニタリング値が500 μ Sv/h超過 | 数時間内を目途に区域を特定し、数時間から1日以内に「避難」 |

（２）避難元及び避難先

境港市及び米子市（一部）の住民は、山陰道・国道9号、米子自動車道・国道181号等の避難経路を使用し、県中部・東部の市町へ避難等を実施する。避難元の米子市及び境港市各地区と避難先市町村の避難施設は、あらかじめマッチングを行っている。

[別紙1 避難元及び避難先一覧表]



| 避難先 | | 避難元（人） | | | 備考 |
|-----|------|--------|--------|--------|------------|
| 地区 | 市町 | 米子市 | 境港市 | 計 | |
| 東部 | 鳥取市 | 2,357 | 25,691 | 28,048 | 令和6年12月末現在 |
| | 岩美町 | | 3,249 | 3,249 | |
| | 八頭町 | | 3,521 | 3,521 | |
| 中部 | 倉吉市 | 14,560 | | 14,560 | |
| | 三朝町 | 1,929 | | 1,929 | |
| | 湯梨浜町 | 6,647 | | 6,647 | |
| | 琴浦町 | 6,962 | | 6,962 | |
| | 北栄町 | 3,965 | | 3,965 | |
| | 計 | 36,420 | 32,461 | 68,881 | |

この他西部町村、智頭町及び若桜町を予備的避難地域としている。

(3) 主な避難経路

| | | |
|---------|---------------------|--|
| 経路 1 | 山陰自動車道・国道 9号沿い | 山陰自動車道・国道9号から県中部・東部地域への避難経路 |
| 経路 2 | 国道181号・米子自 動車道沿い | 国道181号・米子自動車道から蒜山ICを經由した県中部地域への避難経路 |
| 経路 3 | 中国自動車道沿い | 国道181号・米子自動車道・中国自動車道から津山ICを經由した県東部地域への避難経路 |

(4) 段階的避難の実施

一時移転又は避難の指示は、OILの基準値を超過した地域を対象として行われるが、UPZ全域が対象地域となった場合には、避難渋滞を回避し、車両で移動する時間を短縮することで被ばくのリスク等の低減を図るため、UPZ内の米子市及び境港市を4地区に分けて、島根原子力発電所に近い地区から段階的に避難（鳥取①→鳥取②→鳥取③→鳥取④）を実施する。

[段階的避難における区分]



| 区分 | 区域 | 避難元市・町名等 | 経路 | 避難先 |
|-----|-----|---|-------|------------------|
| 鳥取① | A-① | 境港市 外江町、清水町、弥生町、芝町、西工業団地 | 経路1 | 鳥取市 |
| | A-② | 境港市 渡町、中海干拓地、夕日ヶ丘2丁目、森岡町 | 経路1,3 | 鳥取市 |
| 鳥取② | A-③ | 境港市 浜ノ町、大正町、松ヶ枝町、栄町、本町、末広町、相生町、朝日町、入船町、京町、日ノ出町、中町、東本町、東雲町、花町、岬町、米川町、蓮池町、馬場崎町、明治町、湊町、元町、昭和町、上道町、中野町、福定町 | 経路1,3 | 鳥取市 |
| 鳥取③ | A-④ | 境港市 竹内町、誠道町、竹内団地、美保町、高松町、新屋町麦垣町、幸神町、三軒屋町、小篠津町、財ノ木町、佐斐神町、夕日ヶ丘1丁目 | 経路1,3 | 鳥取市、岩美町、八頭町 |
| | B-① | 米子市 大篠津町、和田町 | 経路1 | 鳥取市、倉吉市 |
| 鳥取④ | B-② | 米子市 葭津、大崎、大篠津町(一部)、彦名町(一部)、富益町(一部) | 経路1,2 | 鳥取市、倉吉市 |
| | B-③ | 米子市 富益町、彦名町、安倍、上後藤(一部)、旗ヶ崎(一部) | 経路1,2 | 倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町 |
| | B-④ | 米子市 夜見町、河崎、両三柳(一部) | 経路1,2 | 倉吉市、三朝町、琴浦町、北栄町 |

(5) 広域避難に係る役割

原子力災害時の広域避難等については、国・自治体・関係機関等が連携して対応する。

| 機関 | 主な役割 |
|--------------|--|
| 広域避難受入市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ・米子市及び境港市への支援 ・広域避難所及び広域福祉避難所（市町村営）の開設、運営 ・避難手段（市町村バス等）の提供協力 ・避難誘導等に対する職員の動員 ・緊急時モニタリングの支援 ・安定ヨウ素剤の予防的投与の支援 ・避難住民の避難退域時検査、簡易除染の支援 ・避難者名簿の作成、米子市、境港市への情報提供 ・事態の進展等に応じ、U P Zと同様に必要な防護措置の実施 |
| 国 | <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対応の統括 ・自治体に対する屋内退避、避難等の指示 ・緊急輸送、救援物資等の支援 等 |
| 鳥取県 | <ul style="list-style-type: none"> ・県内における原子力災害に関する総合調整 ・避難受入れ市町村との調整 ・一時集結所から避難所までの住民等の輸送 ・広域避難の輸送手段の確保（バス等） ・一時集結所から避難所までのルート決定 ・避難退域時検査及び簡易除染 ・広域避難所の運営総括 ・広域避難所（県営）の開設、運営 ・広域避難所及び広域福祉避難所（市町村営）の運営支援 ・住民等の避難（広域輸送） ・緊急時モニタリング ・安定ヨウ素剤の予防的投与体制の整備 ・境港市役所の移転受入れ及び業務継続支援 |
| 米子市・境港市（避難元） | <ul style="list-style-type: none"> ・住民への避難指示等の伝達、広報 ・U P Z内の一時集結所の開設、運営、住民誘導 ・避難住民名簿の作成、安否確認、避難問合せ対応 ・広域避難所及び広域福祉避難所の運営支援 ・安定ヨウ素剤の予防的投与の支援 ・避難退域時検査及び簡易除染の支援 ・避難住民への行政サービスの提供 ・避難行動要支援者等の避難支援 |
| 警察 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難広報 ・交通規制、避難誘導 |
| 自衛隊 | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送の支援 ・給水、給食等の支援 |
| 消防機関 | <ul style="list-style-type: none"> ・傷病者の搬送 ・情報の収集分析、資機材の輸送支援 |
| 中国電力 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難退域時検査等への協力 ・生活物資の支援 ・福祉車両の確保、運行 ・住民相談窓口等の設置 |

※上記の各機関の詳細な役割やその他機関の役割は鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）を参照

Ⅲ 広域避難受入れに係る平時の対応

1 広域避難受入れに係る計画、マニュアル等の作成・修正等

- ・町は、鳥取県、米子市及び境港市等と連携して、原子力災害時の広域住民避難受入れに関する計画、マニュアル等を作成し、適時見直しを行う。

2 関係自治体との情報連絡体制の構築

- ・町は、鳥取県、米子市及び境港市と連携し、原子力災害時の情報連絡体制を構築する。

3 自治体間での広域避難に関する情報の共有

- ・町は、鳥取県、米子市及び境港市と連携し、避難元住民数や避難受入れ施設の状況等の広域避難に関する基礎情報等について、情報共有する。

4 鳥取県・米子市・境港市と連携した訓練の実施

- ・町は、鳥取県、米子市及び境港市と連携し、広域住民避難受入れに関する訓練を実施し、避難の実効性向上に努める。

5 原子力災害に係る職員研修

- ・町の原子力災害対応に関する職員等は、国や県が主催する研修や講演会への参加、訓練実施等により、原子力防災対策に関する理解研鑽に努める。

6 広域避難受入れに係る関係施設や住民等への理解促進

- ・町は、鳥取県が配布する原子力防災ハンドブック等の広報媒体の配布、広域避難所の周知看板の設置等への協力や、各種講演会等の開催周知等を通じて、広域住民避難の受入れについて町内の関係施設や住民等への理解促進を図る。

7 広域避難所の生活環境の向上

- ・町は、鳥取県、米子市及び境港市等と協議し、広域避難所の運営に必要な資機材の整備等による避難所の生活環境の向上に努める。

IV 広域避難の受入れ

1 広域避難受入れの概要

(1) 広域避難受入れに係る流れ

町は、原子力災害の事態進展に応じて、米子市、境港市及び鳥取県から広域避難受入れに係る情報提供や各種調整等について、適切に対応する。

[広域避難受入れに係る情報連絡・調整事項の例]

- ・ 緊急事態の進展状況等に係る情報連絡
- ・ 広域避難受入れに係る協議又は要請
- ・ 広域避難所開設準備の依頼
- ・ 広域避難所の開設運営の依頼
- ・ 町への鳥取県、米子市及び境港市の連絡員の受入れ
- ・ 避難車両及び住民の誘導、受入れ

[広域避難受入れに係る対応の実施概要]

| 事態 | 米子市・境港市 | 鳥取県 | 避難先(広域避難受入)市町村 | |
|------------------|--|--|--|---|
| 警戒事態 (AL) | ・受入市町村への連絡、情報共有 | ・受入市町村への連絡、情報共有 ・「広域避難所運営チーム」を設置して避難所開設の検討及び準備を開始 | ・県、米子市・境港市からの連絡受信、情報収集 | |
| 施設敷地緊急事態 (SE) | ・避難所の開設準備の要請 ・避難受入れ準備状況等の確認 ・屋内退避の準備 | ・広域避難受入れの準備開始 ・県営避難所(早期開設避難所及び早期避難区:鳥取①、鳥取②)の県有施設)の開設作業(受入準備)開始 ・避難先市町村(鳥取市)に市町村営広域避難所(早期避難区分:鳥取①、鳥取②の避難先施設)の開設作業(受入準備)開始の要請 | ・市町村営避難所(早期避難区分:鳥取①、鳥取②の避難先施設)(鳥取市)の開設作業(受入準備)開始 | |
| 全面緊急事態 (GE) | 放射性物質 放出前 | ・避難所の開設準備の要請 ・屋内退避の実施 | ・県営避難所(早期避難区分以外(鳥取③、④)の県有施設)の開設作業(受入準備) ・避難先市町村に市町村営広域避難所(避難区分:鳥取③、鳥取④の避難先施設)の開設作業(受入準備)開始の要請 | ・市町村営避難所(避難区分:鳥取③、鳥取④の避難先施設)の開設作業(受入準備)開始 |
| | | 一時移転又は避難 | 広域避難の受入れ | |
| | | ・住民等の一時移転又は避難の実施 ・県及び市町村営避難所の運営支援 | ・県営避難所の開設、避難の受入れ ・避難先市町村に市町村営避難所の開設を要請 ・市町村営避難所の開設状況等の把握 ・市町村営避難所支援等に係る人員の派遣 | ・市町村営避難所の開設、避難の受入れ ・市町村営避難所の開設状況等の県への報告 |
| | 放射性物質 放出後 (OIL1又は OIL2の基 準値超過) | ・避難者情報の把握 ・避難先での住民登録名簿の作成 ・安否確認及び安否情報の提供(市役所) | ・安否情報の収集整理、避難元市に情報提供 ・安否情報の提供(対策本部・県営避難所) | ・避難者名簿の作成、避難元市への情報提供 ・安否情報の提供(市役所・役場、市町営避難所) |
| | ・問合せ窓口の開設 | ・食料、生活関連物資等の一括調達、供給 ・問合せ窓口の開設 | ・市町村営避難所の避難者への食料、生活関連物資等の配布 | |

※対応の実施時期は、当時の状況に基づき、国からの指示又は国・県等との調整による

2 広域避難所の開設

(1) 開設作業（受入準備）の開始

- ・町は、米子市、境港市又は鳥取県から、広域避難受入れに係る協議又は要請があった場合は、各施設の管理者等に連絡・調整の上、町営の広域避難所及び広域福祉避難所の開設作業（受入準備）を開始する。
- ・なお、県有施設については、県営の広域避難所として、鳥取県が開設作業を行う。

(2) 開設作業に係る人員・物資等

- ・広域避難所等の開設作業は、町の職員等により行う。
- ・広域避難所等は長期間の滞在を想定したレイアウトにより準備を行い、広域避難所等の開設に必要な物資や資機材は、鳥取県や町が備蓄保有する物資等を使用するほか、県が一括調達して各市町村に供給する物資等を使用する。
- ・広域避難所等の開設作業に必要な人員や物資等が不足する場合は、鳥取県に支援を要請する。

(3) 開設状況の報告

- ・町は、広域避難所等の開設状況について、県災害対策本部に報告を行う。

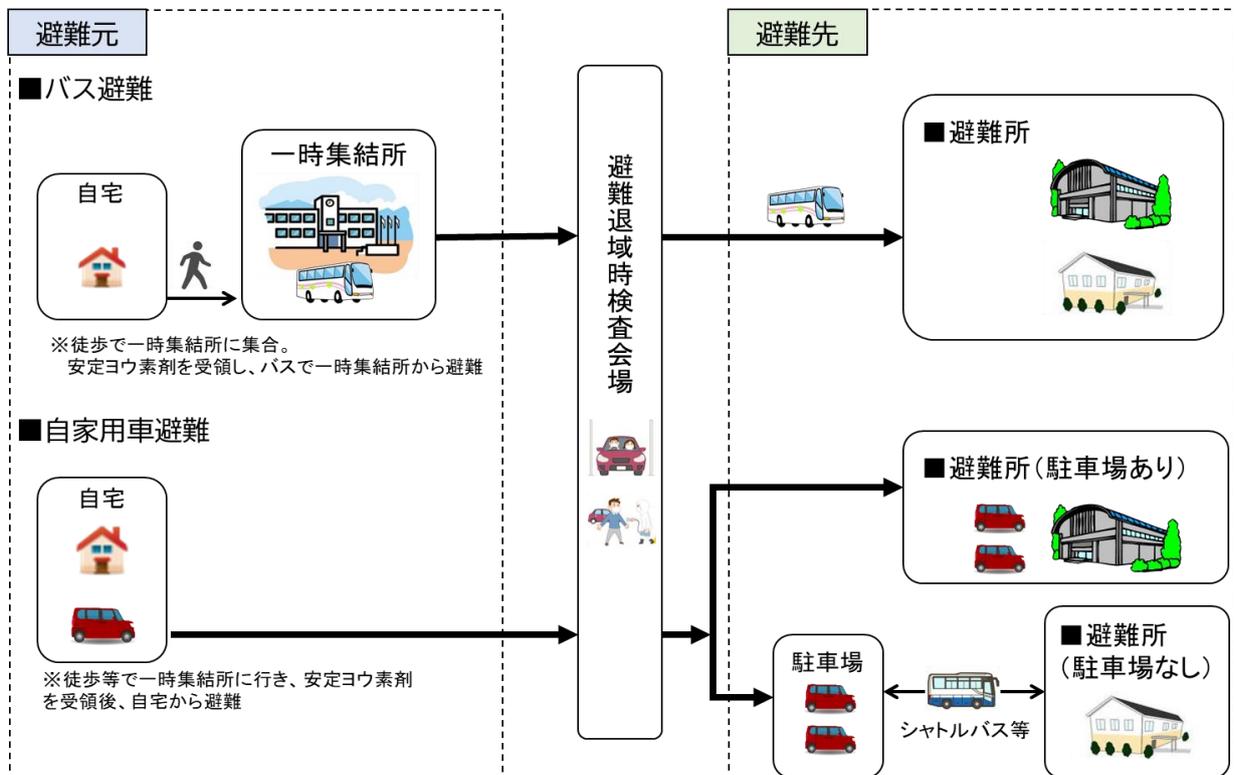
3 避難者の受入れ

(1) 避難手段及び避難の流れ

鳥取県広域住民避難計画では、主な避難手段として、自家用車及びバスを使用することとされている。（その他補完的な避難手段として、航空機・ヘリ、船舶、JRを使用）

自家用車は自宅から、バスは一時集結所から出発し、避難経路の途中に設置する避難退域時検査会場で、車両や住民の体表面に基準値以上の放射性物質の付着の有無について検査（基準値以上の場合は簡易除染）してから、広域避難所等に移動する。

[自家用車及びバスによる住民避難の流れ]



(2) 避難車両（自家用車及びバス）の誘導・受入れ

町は、鳥取県、米子市及び境港市等と連携協力し、各広域避難所の立地状況等に応じた避難車両の誘導、受入れを行う。

ア 自家用車の誘導

① 駐車場又は駐車可能スペースのある避難所

- ・学校施設のグラウンド等、臨時的に避難住民の自家用車を駐車できるスペースがある広域避難所には直接、避難所敷地内に自家用車を乗り入れるよう誘導する。

② 駐車場又は駐車可能スペースがない避難所

- ・駐車場がない広域避難所又は駐車場等が不足する避難所の場合、避難住民の自家用車を広域避難所付近の駐車場又は駐車可能スペースに誘導する。
- ・この際、運転手等は広域避難所付近の駐車場等に駐車後、徒歩又は県等が用意したシャトルバス等により広域避難所に移動する。

イ バスの誘導

- ・広域避難所付近の一時停車できる場所にバスを誘導する。
- ・町は、広域避難所に到着したバス毎に乗車（受入）人数を確認し、県災害対策本部に報告する。
- ・バスによる避難者については、米子市及び境港市が一時集結所において取りまとめ、町に送付するバスによる避難者名簿に基づき受け入れることに留意する。

ウ 避難退域時検査受検有無の確認

- ・車両誘導等の際、乗車する避難者が避難退域時検査を受けて検査済証を所持しているか確認を行い、検査を受けていない場合は、鳥取県が東部・中部地区内に設ける避難退域時検査会場を案内し、検査を受けてもらう。

[避難退域時検査会場]

| 設置箇所区分 | 会場 | 対象者 |
|------------------|--|---------------------------|
| 避難経路沿い | ①名和農業者トレーニングセンター（大山町） ②中山農業者トレーニングセンター（大山町） ③東伯総合公園体育館（琴浦町） ④伯耆町B & G海洋センター（伯耆町） ⑤江府町立総合体育館（江府町） ⑥倉吉市関金農林漁業者等健康増進施設（倉吉市） ⑦旧那岐小学校（智頭町） ⑧大山パーキングエリア（伯耆町）※島根県と共同 | 避難住民 |
| 東部・中部地区内（避難所等併設） | ①布勢総合運動公園（鳥取市） ②鳥取砂丘コナン空港（鳥取市） ③倉吉体育文化会館（倉吉市） | 避難途中に避難退域時検査を受けられなかった避難住民 |

[避難退域時検査済証]

様式6

| | |
|-----------------------|--|
| 避難退域時検査済証 | |
| 避難退域時検査の結果は、基準値以下でした。 | |
| 鳥 取 県 | |
| 検査会場 | |
| 検査日 | |

(注)
○この検査済証は、検査会場を通過した方にお一人ずつ発行しています。避難先の避難所で提示を求められる場合がありますので、紛失しないように大切に保管してください。

(3) 避難者の誘導・受入れ

- ・町は、避難車両で到着した避難者を広域避難所に誘導、受入れを行う。
- ・広域避難所の入口等に受付場所を設けて、避難者の受付を行い、受付を終えた避難者を施設内の滞在スペースに誘導する。
- ・受付の際、避難者が避難退域時検査を受けていることを確認するため「検査済証」の提示を求め、検査を受けていない場合は、鳥取県が東部・中部地区内に設ける避難退域時検査会場を案内し、検査を受けてもらう。

4 避難者情報の収集・提供

(1) 避難者情報の収集

- ・町は、広域避難所において、避難者に「避難者カード」への記入・提出を求め、避難者の情報を収集する。
- ・避難者情報の収集については、「避難者カード」によるほか、利用可能なデジタルデバイスを使用することも検討する。
- ・町は、収集した「避難者カード」を元に「避難者名簿」を作成する。

(2) 避難者情報の提供

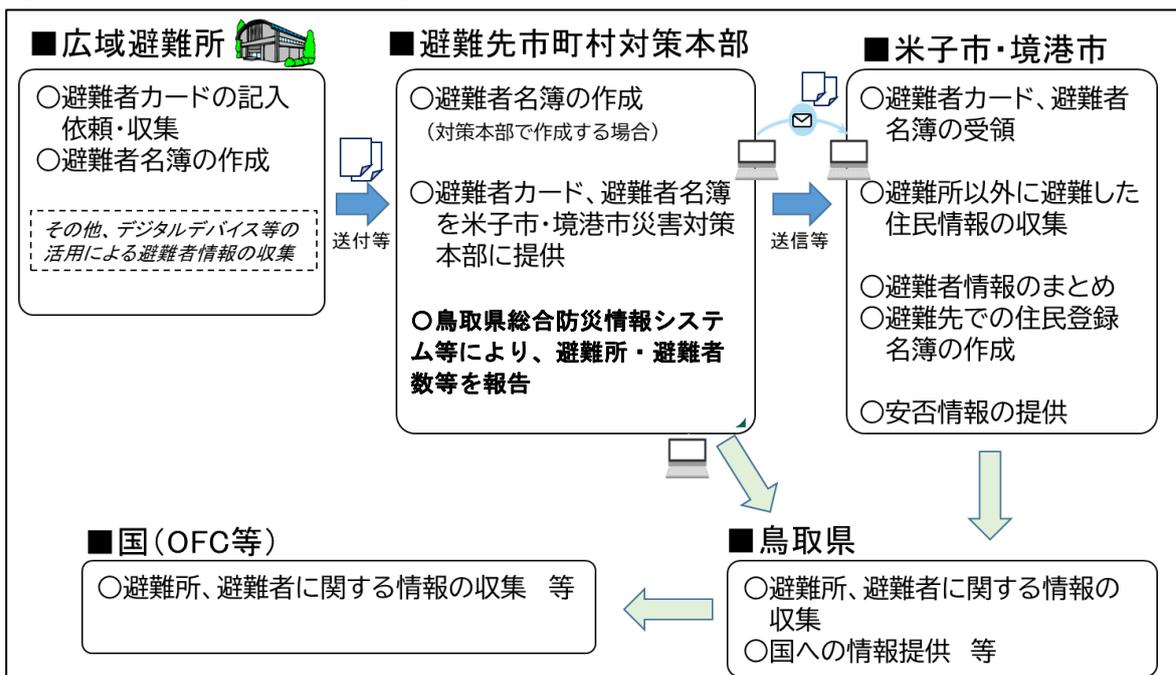
- ・町は、取りまとめた「避難者カード」、「避難者名簿」を、米子市又は境港市に提供する。

| 収集・作成資料 | 使用様式 | 提供先 |
|---------|------|----------|
| 避難者カード | 様式 1 | 米子市又は境港市 |
| 避難者名簿 | 様式 2 | 米子市又は境港市 |

[避難者情報]

- ・町は、鳥取県総合防災情報システム等により、広域避難所の開設状況や避難者数について、県災害対策本部に情報提供する。
- ・その他、鳥取県と調整の上、広域避難所及び避難者に関する必要な情報を県に提供する。
- ・個人情報の収集及び提供に当たっては、個人情報の漏えいがないよう適切に取り扱う。

[避難者情報の収集・共有体制]



5 広域避難所の運営

(1) 運営体制

- ・広域避難所の運営は、当初は町の職員等で行い、その後、避難住民の自主運営や支援団体等の運営に移行する。

(2) 運営

- ・広域避難所の運営は、県災害対策本部等と密な連絡調整を行いながら実施する。
- ・県災害対策本部との連絡調整については、実施部や事務局のほか、県内の広域避難所の統制等のため設置される「広域避難所運営チーム」や避難行動要支援者の円滑な避難等のため設置される「避難支援センター」等との連携についても留意する。
- ・広域避難所の運営の細部については、町が作成する避難所運営マニュアルに基づいて実施するほか、必要に応じて、県の「県営広域避難所運営マニュアル（島根原子力発電所事故対応）」等を参考とし、適切な運営を実施する。

(3) 運営支援

- ・町は、米子市及び境港市と連携・調整し、両市職員による広域避難所の運営支援を受ける。
- ・町は、広域避難所の運営等に係る人員が不足する場合は、鳥取県や他自治体職員等による支援について、鳥取県に要請する。

6 食糧・物資の調達及び供給

(1) 基本方針

- ・広域避難所に供給する食糧及び生活関連物資は、備蓄物資と調達物資が主であり、鳥取県は、必要な備蓄物資の供給を各市町村に要請するとともに、必要な調達物資を一括購入又は、国、他自治体等に支援を要請して一括調達する。
- ・町は、県災害対策本部と連携調整し、備蓄物資の提供や広域避難所で必要な物資等の供給要請、受入れ、配布等を行う。

(2) 備蓄物資

ア 県による必要物資等の選定及び供給要請

- ・鳥取県は、県及び市町村が保有する備蓄物資の中から状況に応じた必要な物資等を選定し、備蓄量から各広域避難所へのマッチング案を作成し、各保有市町村に備蓄物資の供給要請を行う。

イ 備蓄物資の輸送

- ・要請を受けた各保有市町村は、県災害対策本部と調整の上、各広域避難所に備蓄物資を直送する。なお、各保有市町村は、備蓄物資の輸送力が不足する場合は、鳥取県に支援要請を行う。

(3) 調達物資

ア 物資等の調達

- ・鳥取県は、広域避難所の物資等を統制し、必要な物資等を協定締結事業者、国、他自治体等から一括取得して広域避難所に供給する。

イ 物資等の供給

- ・県は、調達物資の供給については、広域避難所の状況が確認できない段階では需要を見込んだプッシュ型供給を行い、状況が確認できる段階では需要に応じたプル型供給を行う。
- ・町は、広域避難所の状況やニーズを踏まえ、必要な物資等の請求を県災害対策本部に対し、様式3、4に基づいて行う。
なお、物資の調達・輸送等については、県等からの指示又は調整により、国の「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用する場合がある。

ウ 物資等の集積拠点

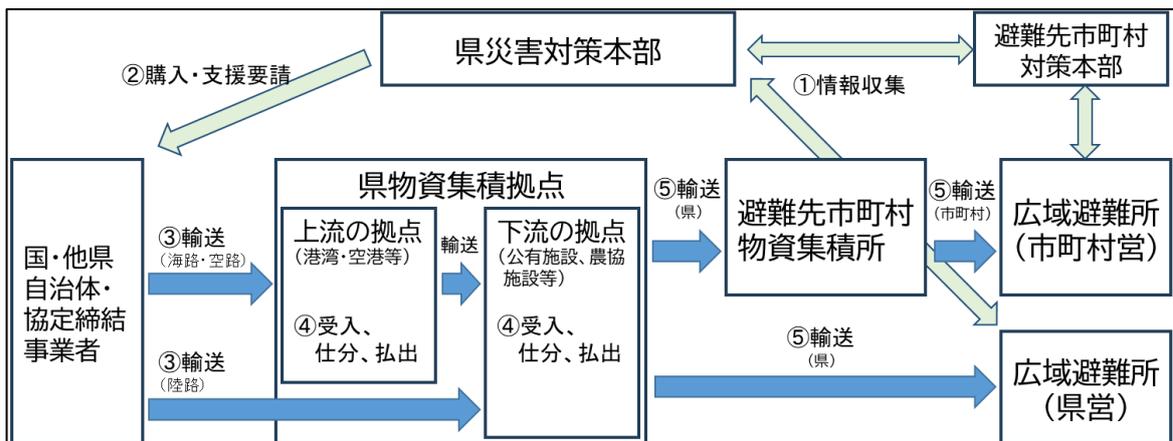
- ・鳥取県は、国や他自治体等からの大量の支援物資を円滑に受入れ・仕分けし、広域避難所に輸送するため、物資集積拠点（上流・下流の拠点）を県内に設定し、空路・海路・陸路からの緊急物資を集積する。
- ・町は、町内に物資集積所を設置し、町内の各広域避難所に対する物資供給基地として運用する。

| 物資等の集積場所 | | 内容 |
|----------|-----------------------|--|
| 県物資集積拠点 | 上流の拠点 (港湾、空港等) | 県外等からの海路・空路による調達物資を受入れ、仕分けし、下流の物流拠点に輸送する。 |
| | 下流の拠点 (農協施設、公有施設等) | 避難所のニーズ等を踏まえ、上流の拠点から受入れた物資等を受け入れ、仕分けし、町物資集積所に輸送する。 |
| 町物資集積所 | | 県物資集積拠点からの物資等を受入れ、仕分けし、広域避難所（町営）に輸送する。 |

エ 物資等の輸送

- ・鳥取県は、県物資集積拠点（下流の拠点）から町物資集積所までの輸送業務については、民間輸送業者への委託等により行う。
- ・町は、避難先町物資集積所から広域避難所（町営）までの物資等の輸送を公用車等により行い、避難者に配布する。
- ・なお、消費期限表示の食糧（弁当等）や各避難所への直接配送が有利な場合は、必要に応じて直接配送を行う。

[調達物資の調達・供給体制]



(4) 町物資集積所

- ・町は、物資集積所の開設状況について県災害対策本部に報告する。
- ・町物資集積所では、県物資集積拠点からの物資等を受入れる。
- ・物資集積所内には仕分スペース・保管スペース・配送スペースを設置し、物資等の適正な数量管理を行う。
- ・町物資集積所では、町対策本部との情報交換、物資等の受払、在庫数量管理等を行う。

[町の物資集積所]

| 施設名 | 住所 |
|-------|---------------|
| 岩美町役場 | 岩美町大字浦富 675-1 |

7 鳥取県・米子市・境港市との情報連絡

(1) 連絡通信体制

- ・鳥取県、米子市及び境港市の災害対策本部と町は、電話、メール、ファクシミリ、消防防災無線、災害情報システム等を活用して、住民避難等に係る情報連絡を行う。
- ・なお、UPZ内に位置する境港市役所については、県庁講堂に機能移転する可能性があることに留意する。

[鳥取県、米子市、境港市、関係機関等の連絡先]

別紙2 連絡先一覧

(2) 情報連絡員の受入れ

- ・町の対策本部や広域避難所等に、県、米子市、境港市等から、各種対応に係る情報連絡員（リエゾン）を受入れ、密な連絡体制を構築する。

8 その他

(1) 地域住民への周知・理解促進

町は、鳥取県、米子市及び境港市等と連携して、広域避難受入れに係る避難所の開設や施設利用状況等について、広報周知を行い、地元住民の理解・支援を得ることに努める。

(2) 相談窓口

町は、鳥取県、米子市及び境港市等と連携して、放射線影響に関する健康管理相談等について、国の支援を受けながら対応する。

(3) 安否情報の提供

町は、鳥取県、米子市及び境港市等と連携しながら、町役場等において、安否情報を提供する。

(4) 甲状腺被ばく線量モニタリング

町は、鳥取県が避難先地域の広域避難所等において実施する甲状腺被ばく線量モニタリングの実施に可能な範囲で協力する。

(5) 仮設住宅の建設等

町は、長期避難に係る避難所の早期解消を図るため、避難先地域での仮設住宅の建設等について、鳥取県、米子市及び境港市等と連携、協力する。

(6) その他

その他、原子力災害や広域避難に係る事項等への対応について、町は、鳥取県、米子市及び境港市等と連携して対応する。

【別紙 1 避難元及び避難先一覧表】

| 市名 | 地区名1 (小学校区) | | 地区名2 (大字・町(自治会・集落等)) | | 避難 区域 | 区分 | モニタリ ングポスト | 世帯数 | 人口 | 一時集結所 | 所在地 | 避難経路 | 避難区域時 検査会場※ | 市町名 | 施設名 | 所在地 | 受入可能人数 | | | |
|------------|----------------|------------|-------------------------|----|----------|----|---------------|-----|-----|---------------------------------------|------------------------------|----------|----------------|-----|--|--|--|-------------------------------------|----|--|
| | 世帯数 | 人口 | 世帯数 | 人口 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 堺港市 | 余子(あまりこ)地区 | 竹内町(竹内1区) | | | | | | | | 余子小学校 境港総合技術高等学校 第二中学校 余子公民館 | 竹内町3117 竹内町925 竹内町2438 | 経路1 | ③ | 鳥取市 | 中ノ郷小学校 国府町コミュニティセンター 福部未来学園中学校体育館 宮ノ下小学校 福部未来学園小学校体育館 河原第一小学校 河原第一小学校 谷地区公民館 福部町コミュニティセンター(福部地区公民館) 中ノ郷小学校 鳥取市立国府中学校 あはれ地区公民館(国府町土地区画整理記念館) | 円蔵寺268 国府町斤380 福部町高江188 国府町宮下26 福部町高江188 河原町渡一木179-1 国府町糸谷15-1 福部町細川668 円蔵寺268 | 300 340 260 240 315 248 180 150 300 | | | |
| | | 竹内町(竹内2区) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 竹内町(竹内3区) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 竹内町(竹内4区) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 美保町 | | | | | | | | 262 | | | | | | | | | | 65 | |
| | | 竹内団地 | | | | | | | 27 | | 老人福祉センター | 竹内町393-2 | 経路3 | ⑤ | | 河原町コミュニティセンター 河原地区公民館 国英地区公民館 河原町総合体育館 八上地区公民館 鳥取市立河原中学校 | 河原町渡一木277-1 河原町長瀬45-1 河原町山手459-1 河原町曳田20-1 河原町曳田186-21 河原町曳田208 | 210 50 60 490 40 262 | | |
| | 高松町 | 誠道(せいどう)地区 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 誠道(せいどう)地区 | | | | | | | | | 684 | | (旧)誠道小学校 | 誠道町2062 | 経路1 | ① | | 岩美北小学校体育館 | 浦富2188 | 355 | | |
| | | | | | | | | | | | 誠道公民館 | 誠道町220-3 | 経路3 | ② | | 岩美中学校体育館 中央公民館 岩美高等学校(体育館) | 浦富707 浦富1038-6 浦富708-2 | 413 313 724 | | |
| 三軒屋町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 夕日ヶ丘1丁目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 麦垣町 | 中兵(なかへま)地区 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 新屋町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 小幡津町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 飯ノ木町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 佐妻神町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 幸神町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

別紙2 連絡先一覧

＜防災行政無線のかけ方＞

◇県内へかける場合

県庁一般電話機から 17-局番-内線番号

総合事務所電話機から 7-局番-内線番号

◇県外へかける場合

県庁一般電話機から 17-5-局番-内線番号

総合事務所電話機から 7-5-局番-内線番号

1 鳥取県

| 機関名 | 所在地 | 電話番号 | 備考等 |
|------------------|---------------------------|--------------------------------|-----|
| 危機管理部原子力安全対策課 | 〒680-8570 鳥取市東町 1-271 | (防無 5200-7873) 0857-26-7873 | |
| 西部総合事務所県民福祉局 | 〒683-0054 米子市鞆町一丁目 160 | (防無 5240-9634) 0859-31-9634 | |
| 西部総合事務所米子保健所 | 〒683-0054 米子市鞆町一丁目 160 | (防無 5240-9305) 0859-31-9305 | |
| 西部総合事務所環境建築局 | 〒683-0054 米子市鞆町一丁目 160 | (防無 5240-9307) 0859-31-9307 | |
| 西部総合事務所米子県土整備局 | 〒683-0054 米子市鞆町一丁目 160 | (防無 5240-9710) 0859-31-9710 | |
| 衛生環境研究所原子力環境センター | 〒682-0704 湯梨浜町南谷 526-1 | 0858-35-5414 | |

2 周辺市

| 機関名 | 所在地 | 電話番号 | 備考等 |
|------------------|--------------------------|--------------------------------|-----|
| 米子市総務部防災安全課危機管理室 | 〒683-8686 米子市加茂町 1-1 | (防無 5310-5337) 0859-23-5337 | |
| 境港市総務部防災危機管理課 | 〒684-8501 境港市上道町 3000 | (防無 5330-1071) 0859-47-1071 | |

3 島根県内

| 機関名 | 所在地 | 電話番号 | 備考等 |
|--------------------------|-----------------------------|---|-----|
| 島根県防災部原子力安全対策課 | 〒690-8501 松江市殿町 1 | (防無 032-300 -2-5278) 0852-22-5278 | |
| 島根県原子力防災センター (オフサイトセンター) | 〒690-0873 松江市内中原町 52 | 0852-22-5278 (島根県原子力安全対策課) | |
| 島根県原子力環境センター | 〒690-0122 松江市西浜佐陀町 582-1 | 0852-36-4300 | |

4 国関係

(1) 中央省庁等

| 機関名 | 所在地 | 電話番号 | 備考等 |
|---------------------------------|---|--|---------------|
| 内閣府 政策統括官（原子力防災担当） | 〒100-8970 千代田区永田町 1-6-1 | 03-3581-3463 | |
| 原子力規制庁 | 〒106-8450 港区六本木 1-9-9 六本木ファーストビル | 03-3581-3352 | |
| 消防庁 国民保護・防災部防災課 | 〒100-8927 千代田区霞ヶ関 2-1-2 | （防無 048-500 -9043114） 03-5253-7525 | |
| 原子力規制庁島根原子力規制事務所 | 〒690-0873 島根県松江市内中原町 52 | 0852-22-1947 | 島根県原子力防災センター内 |
| （国研）日本原子力研究開発機構 原子力緊急時支援・研修センター | 〒311-1206 茨城県ひたちなか市 西十三奉行 11601 番地 13 | 029-265-5111 | |
| （公財）原子力安全技術センター | 〒112-8604 文京区白山 5-1-3-101 | 03-3814-7600 | |

(2) 中国管内

| 機関名 | 所在地 | 電話番号 | 備考等 |
|--------------------|-----------------------------|--------------|-----|
| 中国四国管区警察局（広域調整第二課） | 〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30 | 082-228-6411 | |
| 中国四国厚生局（総務課） | 〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30 | 082-223-8181 | |
| 中国経済産業局（電力事業課） | 〒730-8531 広島市中区上八丁堀 6-30 | 082-224-5736 | |
| 中国地方整備局（企画部企画課） | 〒730-8530 広島市中区上八丁堀 6-30 | 082-221-9231 | |

(3) 鳥取県内

| 機関名 | 所在地 | 電話番号 | 備考等 |
|----------------|---------------------------|---------------------------------|-----|
| 鳥取運輸支局（総務企画課） | 〒680-0006 鳥取市丸山町 224 | 0857-22-4154 | |
| 美保空港事務所（管理課） | 〒684-0055 境港市佐斐神町 2064 | （防無 5200-37890） 0859-45-6111 | |
| 境海上保安部（警備救難課） | 〒684-0034 境港市昭和町 9-1 | （防無 5200-37880） 0859-42-2531 | |
| 鳥取地方気象台（防災業務課） | 〒680-0842 鳥取市吉方 109 | （防無 5200-37770） 0857-29-1313 | |

5 消防関係

| 機関名 | 所在地 | 電話番号 | 備考等 |
|------------------|---------------------------|-------------------------------|-----|
| 鳥取県西部広域行政管理組合消防局 | 〒683-0851 米子市両三柳 5452 | (防無 5530-60) 0859-35-1951 | |
| 鳥取中部ふるさと広域連合消防局 | 〒682-0922 倉吉市福守町 415-2 | (防無 5520-60) 0858-29-5119 | |
| 鳥取県東部広域行政管理組合消防局 | 〒680-0864 鳥取市吉成 640-1 | (防無 5510-260) 0857-21-0119 | |

6 警察関係

| 機関名 | 所在地 | 電話番号 | 備考等 |
|--------------|----------------------------------|--------------|-----|
| 鳥取県警察本部警備第二課 | 〒680-8520 鳥取市東町 1-271 | 0857-23-0110 | |
| 米子警察署 | 〒683-0004 米子市上福原 1266-4 | 0859-33-0110 | |
| 境港警察署 | 〒684-0033 境港市上道町 1891-3 | 0859-44-0110 | |
| 琴浦大山警察署 | 〒689-2501 東伯郡琴浦町赤碕 1919-21 | 0858-49-8110 | |

7 自衛隊関係

| 機関名 | 所在地 | 電話番号 | 備考等 |
|----------------------------|---------------------------------------|------------------------------|-------|
| 陸上自衛隊 中部方面総監部防衛部 防衛課 | 〒664-0012 伊丹市緑ヶ丘 7 丁目 1 番 地 1 号 | 0727-82-0001 (内線 : 2356) | |
| 陸上自衛隊第 8 普通科 連隊 | 〒683-0853 米子市両三柳 2603 | (防無 5600-11) 0859-29-2161 | 第 3 科 |
| 海上自衛隊舞鶴地方総 監部 | 〒625-0087 舞鶴市余部下 1190 番地 | 0773-62-2250 (内線 : 2222) | |
| 航空自衛隊第 3 輸送航 空隊 | 〒684-0053 境港市小篠津町 2258 | 0859-45-0211 (内線 : 231) | |
| 自衛隊鳥取地方協力本 部 | 〒680-0845 鳥取市富安 2-89-4 | 0857-23-2251 | |

8 原子力災害医療関係

| 機関名 | 所在地 | 電話番号 | 備考等 |
|----------------------|-----------------------------------|--------------|-------------------|
| (国研)量子科学技術研 究開発機構 | 〒263-8555 千葉市稲毛区穴川 4 丁目 9-1 | 042-206-3189 | 高度被ばく医療支援 センター |

| | | | |
|-------------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|---|
| 国立大学法人広島大学 (放射線災害医療総合 支援センター) | 〒734-8553 広島市南区霞一丁目 2-3 | 082-257-5398 | 高度被ばく医療支援 センター 原子力災害医療・総合 支援センター |
| 鳥取大学医学部附属病 院 | 〒683-8504 米子市西町 36-1 | (防無 5240-180) 0859-33-1111 | 原子力災害拠点病院 |
| 鳥取県立中央病院 | 〒680-0901 鳥取市江津 730 | 0857-26-2271 | |
| 済生会境港総合病院 | 〒684-8555 境港市米川町 44 | 0859-42-3161 | 原子力災害医療協力 機関 |
| 博愛病院 | 〒683-0853 米子市両三柳 1880 | 0859-29-1100 | |
| 山陰労災病院 | 〒683-8605 米子市皆生新田 1-8-1 | 0859-33-8181 | |
| 米子医療センター | 〒683-0006 米子市車尾 4 丁目 17- 1 | 0859-33-7111 | |
| 西伯病院 | 〒683-0323 西伯郡南部町倭 397 | 0859-66-2211 | 原子力災害医療協力機 関 |
| 日野病院 | 〒689-4504 日野郡日野町野田 332 | 0859-72-0351 | |
| 日南病院 | 〒689-5211 日野郡日南町生山 511-7 | 0859-82-1235 | |
| 鳥取県立厚生病院 | 〒682-0804 倉吉市東昭和町 150 | 0858-22-8181 | |
| 清水病院 | 〒682-0881 倉吉市宮川町 129 | 0858-22-6161 | |
| 野島病院 | 〒682-0863 倉吉市瀬崎町 2714-1 | 0858-22-6231 | 原子力災害医療協力機 関 |
| 鳥取赤十字病院 | 〒680-8517 鳥取市尚徳町 117 | 0857-24-8111 | |
| 鳥取市立病院 | 〒680-8501 鳥取市の場 1 丁目 1 | 0857-37-1522 | |
| 岩美病院 | 〒681-0003 岩美郡岩美町浦富 1029-2 | 0857-73-1421 | |
| 智頭病院 | 〒689-1402 八頭郡智頭町智頭 1875 | 0858-75-3211 | |

9 輸送関係

| 機関名 | 所在地 | 電話番号 | 備考等 |
|---------------------|-----------------------|---------------------------------|-----|
| 西日本旅客鉄道株式会 社山陰支社 | 〒683-0036 米子市弥生町 2 | (防無 5200-37921) 0859-32-8126 | |

| | | | |
|-------------------------|------------------------------------|--------------|--|
| (一社)鳥取県バス協会 | 〒680-0006 鳥取市丸山町 246-10 | 0857-22-2724 | |
| (一社)鳥取県ハイヤー タクシー協会 | 〒680-0006 鳥取市丸山町 246-10 | 0857-24-4689 | |
| 日本交通株式会社米子 営業所 | 〒683-0035 米子市目久美町 55 | 0859-33-9111 | |
| 日ノ丸自動車株式会社 米子支店 | 〒683-0047 米子市祇園町 2 丁目 241 | 0859-32-2121 | |
| 隠岐汽船株式会社 | 〒685-0013 隠岐の島町中町目貫の四 10-内 2 | 08512-2-1122 | |
| 西日本高速道路(株)米 子高速道路事務所 | 〒689-3515 米子市赤井手 962-2 | 0859-27-2181 | |

10 中国電力(株)関係

| 機関名 | 所在地 | 電話番号 | 備考等 |
|---------------------|-----------------------------|---------------------------------|-----|
| 中国電力(株) 島根原 子力本部 | 〒690-0324 松江市鹿島町片匂 654-1 | 0852-82-2220 | |
| 中国電力(株) 鳥取支 社 | 〒680-0812 鳥取市新品治町 1 番地 2 | (防無 5200-34840) 0857-24-2241 | |

食糧発注票

| | | | | |
|--------|----------|--------------------------------------|--|------|
| 避難所記載欄 | 発信日時 | 年 月 日 () | | 時 分 |
| | 避難所名 | | | 発信者名 |
| | 避難所の住所 | | | |
| | 発注内容 | 避難者用食 (うち要配慮者等に配慮した食事食) | | |
| | その他の発注内容 | | | |

| | | | | | |
|-----------|------------|-----------|-----------|-----|---|
| 本部処理欄 | 処理日時 | 年 月 日 () | | 時 分 | |
| | 本部 受信者名 | | | | |
| | 処理内容 | 弁当 (お茶付き) | | | 食 |
| | | 弁当 (お茶なし) | | | 食 |
| | | おにぎり | | | 個 |
| | | 調理パン | | | 個 |
| | | 菓子パン | | | 個 |
| その他 () | | | 食・個 | | |
| | その他の発注内容 | | | | |
| 発注先 業者 | 電 話 : | ファクシミリ : | メールアドレス : | | |
| 配送業者 | 電 話 : | ファクシミリ : | メールアドレス : | | |
| 到着確認 | 年 月 日 () | | 時 分 | | |
| | 避難所確認欄 | | | | |

様式4

生活関連物資発注票

| 避難所記載欄 | | | | |
|--------|---------------|-----|----|----|
| 発信日時 | 年 月 日 () 時 分 | | | |
| 避難所名 | | | | |
| 避難所住所 | | | | |
| 発信者 | | | | |
| | 物品コード | 品 名 | 数量 | 備考 |
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |
| 4 | | | | |
| 5 | | | | |
| 6 | | | | |
| 7 | | | | |
| 8 | | | | |
| 9 | | | | |
| 10 | | | | |
| 特記事項 | | | | |

| 本部処理欄 | | |
|-------|------------------|----------|
| 受信日時 | 年 月 日 () 時 分 | |
| NO | | |
| 受信者名 | | |
| 発注単位 | 個口 | 備考 (荷姿等) |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 特記事項 | | |